

響灘臨海工業団地等における企業参加型の共同送迎バスの導入に向けた事業スキーム検討業務
(公募説明書兼仕様書)

1 当該公募の趣旨

本業務は、響灘臨海工業団地等の通勤渋滞解消に向け、立地企業（約200社）の参画による共同送迎バスの導入を検討するものであり、約200社の立地企業の多様なニーズを調整・集約した上で、旅客運送の実務的知見と経営管理の両方の観点から、将来にわたり持続可能な運行事業スキームを検討することを目的とする。

本業務については、地域の交通事情に精通した市内企業であり、近隣自治体での企業参加型のコミュニティバスの企画・運行における豊富な実績を有していることから、地域特性を把握した上で、旅客運送実務と経営管理の双方の観点から事業スキームの検討が可能な特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

響灘臨海工業団地等における企業参加型の共同送迎バスの導入に向けた事業スキーム検討業務委託

(2) 業務仕様

ア 業務目的

本業務は、響灘臨海工業団地等の通勤渋滞解消に向け、立地企業（約200社）の参画による共同送迎バスの導入を検討するものである。約200社の立地企業の多様なニーズを調整・集約した上で、旅客運送の実務的知見と経営管理の両方の観点から、将来にわたり持続可能な運行事業スキームを検討することを目的とする。

イ 業務内容

(a) 現地調査・ヒアリング

業務にあたり、現地特性を詳細に把握するため、工業団地内および周辺道路の現地調査を実施する。

また、響灘臨海工業団地で働きたい・働きたいと思える共同送迎バスニーズや通勤環境、その他行政に求める施策について把握するため、企業訪問ヒアリングを実施し、団地内で働く企業・労働者の声を聴き取る。

ヒアリングにあたっては、本事業の目的を達成するために最も有益な情報が得られるよう、立地する企業約200社の中から、ヒアリング対象候補企業および選定理由、実施社数を受注者が検討・提案し、発注者と協議のうえ決定する。

(b) マーケット調査・顧客ニーズ把握

現地調査およびヒアリングにより得られた知見・課題を反映した上で、立地する企業約200社を対象としたアンケート調査を含むマーケット調査を実施する。

アンケートの内容については受注者が検討・提案し、発注者と協議のうえ決定する。

本調査を通じて、共同送迎バスの導入可能性、従業員の通勤実態および潜在的な顧客ニーズを網羅的に抽出し、響灘臨海工業団地全体における需要を把握・分析する。

これにより、共同送迎バスの運営事業スキーム検討に必要な基礎資料を整備するものとする。

(c) 関係機関調整支援

運営事業スキーム作成にあたり、スキームの実効性を担保するため、関係機関（市関係部局、交通管理者等）との協議・調整を行い、円滑な事業実施に向けた合意形成を図る。

(d) 運営事業スキーム素案作成

現地調査、ヒアリングおよび立地企業約200社へのアンケートに基づくマーケット調査を通じて団地全体の需要を把握し、関係機関との協議・調整結果を反映させたいうで、響灘臨海工業団地における共同送迎バスの運営事業スキームの素案を作成し、報告資料として提出する。

(e) プロジェクト管理・定例会議

本業務の進捗管理のため、原則として月1回、進捗状況の報告および今後の計画協議を目的とした打ち合わせ会を開催する。

(f) 報告書作成

業務報告書1部およびその電子データを発注者に提出するものとする。

成果品における全ての権利は市に帰属する。

ウ 工期

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「物品等有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 物品等有資格業者名簿に記載されている本店所在地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 旅客運送実務と経営管理の両方の知見を有していること。

イ 北九州市内及び近隣自治体等で企業参加型のコミュニティバスの企画・運行における豊富な実績を有しており、響灘地区の地域特性を反映した実効性のある事業スキーム策定が可能であること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区内1-1
担当課名 都市戦略局都市再生推進部ひびき灘戦略室
電話番号 093-582-2595

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和8年7月1日から令和8年7月15日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1)に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年7月1日から令和8年7月15日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) 参加意思確認書記載上の留意事項等

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外には提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市都市戦略局都市再生推進部ひびき灘戦略室に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。